

## 雇用維持のための支援

### 1. 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金

#### （1）原則

雇用調整助成金（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために一時的に休業等を行った場合に、休業手当等の負担額の一定割合を助成する制度です。

※中小企業向けの雇用調整助成金を中小企業緊急雇用安定助成金といいます。

（おもな支給要件）

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 事前に「休業等実施計画届」を提出していること
- ③ 生産量または売上高などの事業活動を示す指標の最近3ヶ月間の月平均値がその直前または前年同期に比べ5%以上減少していること

#### （2）震災における特例措置

平成 28 年熊本地震により事業活動及び雇用への影響が生じることが懸念されることから、働く方の雇用維持を支援する雇用調整助成金について、事業縮小の確認期間を 3 ヶ月から 1 ヶ月に短縮する等の特例措置を 4 月 22 日より公表し、さらに、5 月 9 日付けで助成率の引上げ等を内容とする更なる特例措置を講じる方針を取りまとめました。

この特例措置が実施された場合には、熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業所において、例えば、従業員の休業により雇用を維持した場合には、事業主が支払った休業手当の一定割合（九州内の事業所の場合には中小企業 4 / 5、大企業 2 / 3）が助成されることとなります。

（相談窓口）

個別のご相談や詳細は 各県労働局やハローワークにお問い合わせください。

【出典】厚生労働省『雇用調整助成金を活用した雇用維持について』

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagaku/0000124096.pdf>

厚生労働省『雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金リーフレット』

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411\\_leaflet.pdf](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110411_leaflet.pdf)